

熊本県災害時の感染症・食中毒対策 ガイドライン

平成28年4月14日及び16日、熊本県内を震源とした震度7の熊本地震が発生しました。被害状況は、死者181人、重軽傷者2,635人、住宅被害が180,603棟（全壊 8,373棟、半壊 32,593棟、一部損壊 139,637棟）、地震回数も4,227回発生しています。（H29.1.15現在）

そのため、多くの方が避難生活を余儀なくされ、県内の避難所数は最大で855か所、避難者数183,882人（H28.4.17）となり、県内の避難所が全て解消したのは平成28年11月18日で、約7か月もかかりました。今なお、多くの方々が仮設住宅で生活されており、復旧・復興には道半ばの状況です。

避難所によっては、道路や水道等のライフラインが寸断され、物資調達や衛生管理が非常に困難な所もあり、衛生資材の配送や避難所の衛生管理状況確認等に大きな支障が生じました。

このような状況の中、本県では「熊本県地域防災計画」で災害時の避難所での防疫計画や食品衛生の確保について対応を規定していましたが、想定を超える災害であったことや、具体的で詳細な規定までは定めていなかったことから、感染症・食中毒対策の課題が少なからずありました。

そこで、熊本地震での対応や反省点等を踏まえて、より具体的な対応を定めた「熊本県感染症・食中毒対策ガイドライン」を策定しました。

本ガイドラインが、今後万が一の災害発生の際に、本庁や出先機関、関係団体等において、感染症や食中毒発生防止を図るための指針として活用され、避難所での感染症・食中毒発生防止に寄与するとともに、災害時における感染症・食中毒対策に対する理解の一助となれば幸いです。

平成30年2月26日
熊本県健康福祉部健康危機管理課

目 次

1. ガイドラインの骨子及び概要	4～5
2. 対応の詳細	
I 未発生期（発災前）の対応	6～9
II 避難所設置期（発災後～概ね1週間）	10～17
III 避難所運営前期（概ね1週間～1か月）	18～24
IV 避難所運営後期（概ね1か月～2か月）	25～29
V 仮設住宅運営期（概ね2か月以降）	30～31
3. 別添資料	32～
資料 1	厚生労働省現地対策本部からの提案
資料 2	災害時保健所業務支援チーム派遣要領
資料 3	ノロウイルス対策について （次亜塩素酸ナトリウム液の調整方法）
資料 4	感染予防のための9か条
資料 5	みんなのトイレ みんなできれいに気持ちよく
資料 6	ボランティアの皆さまへ（感染症対策）
資料 7	ボランティアの皆さまへ（破傷風対策）
資料 8	蚊媒介感染症対策について（避難所の管理者向け）
資料 9	感染症発生報告様式
資料 10	災害発生時の食中毒に注意しましょう
資料 11	避難されている皆様へ（健康危機管理課、健康づくり推進課）
資料 12	感染症（疑い）発生時の対応スキーム
資料 13	避難所へ食料を提供されるボランティア等へのお知らせ
資料 14	避難されている皆様へ（食中毒対策）
資料 15	炊き出しチェック表、炊き出しをする皆様へ
資料 16	食品表示の弾力的運用チラシ（避難所管理者用）
資料 17	食品表示の弾力的運用チラシ（小売店舗用）
資料 18	熱中症や食中毒に注意しましょう
資料 19	感染症や食中毒に注意しましょう（仮設住宅入居者用）
協定書 1	「災害時における食品衛生対策支援に関する協定書」
協定書 2	「大規模災害発生時の防疫活動に関する協定書」

本ガイドライン活用にあたって

本ガイドラインは、通常時及び発災後の期間毎の対応について、下記5段階に分けて整理しています。各段階は、今回の熊本地震を参考にしていますが、災害の規模や避難所設置状況に応じて変わりますので、状況に応じて柔軟に対応する必要があります。

【発災前】

I 未発生期

【発災後】

II 避難所設置期（発災後～概ね1週間）

III 避難所運営前期（概ね1週間～1か月）

IV 避難所運営後期（概ね1か月～2か月）

V 仮設住宅運営期（概ね2か月以降）

本ガイドラインの構成

本ガイドラインでは、それぞれの段階における「状況」、「目標」、「対策（共通、感染症、食中毒）」について整理しています。また、「対策」では、本庁健康危機管理課（以下「本庁」という。）及び保健所が取り組むべき具体的な対応を整理しています。

なお、県の関係出先機関として保健所、保健環境科学研究所及び食肉衛生検査所を記載していますが、本ガイドラインは感染症や食中毒発生防止を目的に作成しているため、本庁及び保健所での対応を中心に記載していることを申し添えます。